

参加資格に関する回答書

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	実施要領 P1 2 (3)	履行期間は令和7年3月25日と設定されていますが、この期限内に成果物を納められない場合、どのような扱いになりますでしょうか。どのような場合に違約金等のペナルティーが発生しますでしょうか。	受託者の責めに帰すべき事由による場合は、山口市建設コンサルタント業務等約款における違約金等が発生します。
2	実施要領 P1 2 (3)	履行期限の令和7年3月25日迄に個別認定取得と建築確認済証取得は、間に合いません。建築確認済証取得期限の延長ができませんでしょうか。(概ね4か月程度) 確認済証取得期限の延長変更ができない場合、一般認定での設計で対応したいと存じますが、よろしいでしょうか。	原則は令和7年3月25日です。ただし、本市との協議により、別途納期を改めて定めるものについては、この限りではありません。
3	実施要領 P1 2 (3)	山口市の設計承認や関係機関との調整により、履行期限を超過してしまう場合など、当事者のみの責任ではない場合、どのような取扱いになりますでしょうか。	受託者の責めに帰すべき事由によらない場合は、受託者と別途協議します。
4	実施要領 P1 2 (4)	委託料のお支払い方法(一括、分割、各時期)、請求方法についてご教授下さい。	委託料の支払い方法は、前金払及び業務完了払となります。請求方法は、請求書等の提出になります。 「建設コンサルタント業務等の前払金取扱要領」を参考に添付します。
5	実施要領 P2 4	担当技術者を協力事務所の者に委託し、担当技術者として応募することは可能でしょうか。	可とします。
6	実施要領 P4 6 (3)	協力事務所の定義についてご教授下さい。 審査結果後に契約者が選定するパース作図業者、構造検討協力業者、設備設計協力業者などを外部委託する場合、事前に様式7に記載する必要があるということでしょうか。	各分野において、外部委託(再委託)されるものは協力事務所と扱います。 ただし、パース作図業者など、業務内容に大きく影響しないものは記載不要です。

7	実施要領 P7 10 III6)	参考工事見積書の金額と、その後の工事入札時の価格との差異が大きく生じた場合、受託者に対しては説明責任や違約金等を課すようなことはありますでしょうか。	説明責任や違約金等を求めることはありません。ただし、工事入札につながる案件であるため、見積の精度を高めていただき、大きな差異が生じないように努めていただきたい。
8	実施要領 P7 10 III6)	応募者が立体駐車場メーカーの場合、委託仕様書 2 P3-3 に記載のある『工事は市内工事業者に発注予定』とありますが、応募者が市内工事業者の下で立体駐車場躯体もしくは、ほぼ立体駐車場全体を下請負することを妨げないという理解でよろしいでしょうか。	「山口市工事執行規則」及び「山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱」を遵守することを基本とし、市内業者の下請として参入することを妨げるものではありません。
9	実施要領 全般	応募者が参加表明書提出後、提案を辞退する場合の手続きはありますでしょうか。 また、その場合のペナルティー等を課すことはありますか。	手続きは不要です。また、ペナルティー等はありません。
10	実施要領 全般	応募者が受託候補者と選定された後、応募者の都合や契約内容での不調等、契約締結前に辞退する場合の手続きはありますでしょうか。 また、その場合のペナルティー等を課すことはありますか。	提案内容は担保していただくことを条件として、その他の内容について不調に終わった場合は辞退可能です。ペナルティーはありません。
11	委託仕様書 P6 5 施設要求水準	駐車収容台数 309 台程度の中で来庁者用駐車と公用車駐車で台数按分はありますでしょうか。ある場合、その内訳をご教授下さい。またその際、来庁者用と公用車で駐車区画の区別をつけた方がよろしいでしょうか。	309 台全てを来庁者用駐車場として計画してください。
12	実施要領 P2 4 (1) 様式 2, 様式 9-1	当社は、山口市建設コンサルタント業務等の申請を会社の代表者委任状を添付し当該地域の事業所長印にて競争入札参加資格申請をしておりますが、様式 2 及び様式 9-1 の押印を要する書面は、代表者印となっております。代表者印が必須でしょうか、或いは、事業所長印でも可	本市の業者登録において、契約者となるべき者の印を使用して下さい。代表者の委任状は不要です。

		能でしょうか。事業所長印で可の場合、代表者の委任状は必要でしょうか。	
13	委託仕様書 全般	立体駐車場メーカーが本件設計業務に応募する場合、本件設計業務は立体駐車場の認定取得と建築確認済証の取得迄であり、その後の工事施工については設計者として工事監理業務にはあたらず、立体駐車場メーカーとして市内業者の下で工事施工にあたるのが約束はされてはいないが、妨げるものでもないという理解でよろしいでしょうか。	質問回答 No. 8 のとおり。
14	参考資料 1	全体計画図の CAD データはいただけないでしょうか。 また、駐車場棟周りの計画レベルは参考資料 3 を正とすればよろしいでしょうか。	全体計画図 CAD データの提供は行いません。 駐車場棟周りの計画レベルは参考資料 3 を正としてください。
15	基本設計 P5 参考資料 2、3	新立体駐車場を貫通する車路について、本庁舎等基本設計及び実施設計【概要版】と参考資料 2.3 とに齟齬があります。 委託仕様書 6P 記載の通り、参考資料 2.3. の通り、立体駐車場内の南側貫通が正としてよろしいですか。	委託仕様書 P6 記載のとおり、参考資料 2、3 における立体駐車場内の南側貫通が正です。
16	実施要領 P2	参加資格【単体企業とし】とありますが、設計 JV は不可でしょうか。	不可とします。
17	実施要領 P2 4 (2)	【国土交通大臣の認定を取得した自社の自走式駐車場】、【新築工事の設計及び施工について完成した実績】と記載がありますが、協力事務所名で認定を取得した設計施工でもよろしいでしょうか。 また、JV での設計、JV での施工、あるいは、下請けとしての施工も含みますでしょうか。	お見込みのとおり。 実績については、様式 5 ※2 に記載のとおり、「元請」、「共同企業体（代表／構成員）」、「下請」等の別を記入してください。
18	委託仕様書 P2	3-3 その他条件 (1) 概算予定工事費約 10.5 億円とは、消費税は別でしょうか。	消費税込みです。

19	委託仕様書 P3	4-1 一般事項 (5) 修正を行うものとするがありますが、履行期限後に修正があるのでしょうか。期限後の業務の場合、追加業務となりますでしょうか。	業務期間内における協議、修正を想定しています。 業務完了後に発注者の責により発生する修正作業については、別途契約として業務依頼します。
20	委託仕様書 P2	3- 2 延床面積約 7,200 m ² とありますが、柱芯としての床面積でしょうか。 (床面積の算定として、手摺芯での解釈もあるため)	柱芯による床面積です。
21	委託仕様書 P3	地盤調査報告書をご開示ください。	ボーリング調査位置平面図・ボーリング柱状図【追加資料 1】を添付します。
22	委託仕様書 P2 基本設計 P17	概算予定工事費 約 10.5 億円程度 概算事業費 新立体駐車場 約 11 億 100 万円 と金額に差異がありますが、これは概算事業費には、本件設計委託額が含まれているということでしょうか。	お見込みのとおり。 本件設計委託額等が含まれています。
23	実施要領 P1 2 (2)	個別大臣認定を取得に際し、防火区画、耐火の性能評価を日本建築センターに審査を依頼予定です。この際、施工者、監理者の記載が必要になります。「各々」山口市役所が施工者、監理者でよろしいでしょうか。 あるいは、認定を取得するメーカーを施工者とする場合、委託仕様書 P2、3-3 の市内業者に発注予定との齟齬が発生しますがよろしいでしょうか。	施工者、監理者は、山口市としてください。
24	委託仕様書 P6 5 施設要求水準	収容台数 309 台程度、延べ面積約 7,200 m ² 程度と要求水準が示されていますが、双方を同時に満たすことが難しいです。 各々に最低〇〇台以上、延床での最大許容面積等の限度値がありますでしょうか。またより優先度の高いのはどちらになりますでしょうか。	収容台数 309 台を優先してください。

25	参考資料 2	参考資料 2 では、長辺 70m×短辺 29 m程度としていますが、駐車台数確保のため増長をする場合、最大限度はありますか。何%程度が増減変更可能でしょうか。	最大限度は特に定めておりません。 参考資料 3 の平面計画を基本とする中で、安全性や機能性を確保しながら、参考資料 2 の配置計画に近いバランスの取れた計画としてください。
26	様式 3、5	様式 3 の 2. 設計・施工実績に記載した実績は様式 5 の応募者の実績に記載できますでしょうか。	お見込みのとおり。
27	様式 5	様式 5 の応募者の実績については、駐車台数 300 台以上でなくてもよろしいでしょうか。	300 台以上のもののみ記載してください。